所」11.9%(495件)が多く、行動では、「歩いていた(階段の昇降を含む)」が最も多く29.0%と3割近くを占める(図1-2-6-3)。

(2) 高齢者の居住環境

60歳以上の人が地域で不便に思っていることをみてみると、平成22(2010)年では、不便な点が「特にない」という人が約6割(60.3%)であるが、不便に感じている事柄としては、「日常の買い物に不便」(17.1%)が最も多く、次いで「医院や病院への通院に不便」(12.5%)、「交通機関が高齢者には使いにくい、または整備されていない」(11.7%)となっている(図1-2-6-4)。

(3) 高齢者の安全・安心

ア 高齢運転者による交通事故件数が高い水準 で推移

65歳以上の高齢者の交通事故死者数をみると、平成23(2011)年は2,262人で前年より

7.7%減少した。しかし、交通事故死者数全体 に占める65歳以上の割合は49.0%と半数近く を占めている(図1-2-6-5)。

イ 振り込め詐欺の被害が依然として深刻

犯罪による65歳以上の高齢者の被害の状況について、刑法犯被害認知件数でみると、全刑法犯被害認知件数が戦後最多を記録した平成14(2002)年に22万5,095件となり、ピークを迎えて以降、近年は減少傾向にあり、22(2010)年は13万7,882件であった(図1-2-6-6)。

振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称)のうち、特に高齢者の被害が多いオレオレ詐欺の平成23(2011)年の認知件数は4,656件と前年より5.4%増加した(表1-2-6-7)。また、親族、警察官等を装ってキャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出(窃取)額は約17億円であり、これを加えた振り込め詐欺の実質的な被害総額は



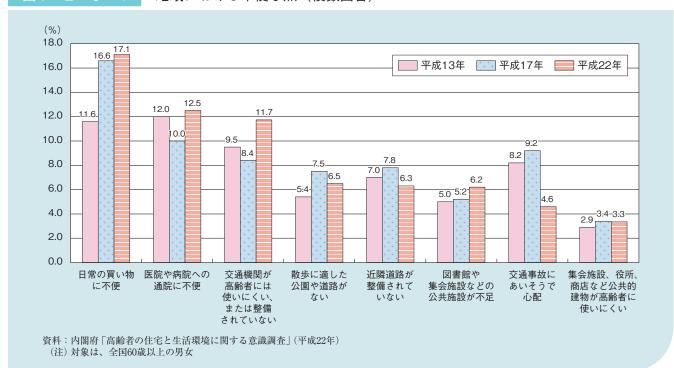


図1-2-6-5 年齢層別交通事故死者数の推移



資料:警察庁「交通事故統計」平成23年は「平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」、総務省「人口推計」より内閣府作成

(注)() 内は、交通事故死者数全体に占める65歳以上人口の割合。

図1-2-6-6 高齢者の刑法犯被害認知件数



127億円にのぼる。23(2011)年中の振り込め 詐欺の被害者を分析したところ、60歳以上の割 合は約8割(78.6%)であり、オレオレ詐欺の 被害者に限ると約9割(89.1%)となっている。 加えて、従来の振り込め詐欺グループが関与し ているとみられる未公開株等の有価証券や外国 通貨等の取引に関する詐欺も増加している。

ウ 消費トラブルに関する高齢者からの相談が 依然として10万件を超えている

全国の消費生活センターに寄せられた契約当 事者が70歳以上の相談件数は、平成17(2005) 年度に139,533件とピークを迎え、その後減少し たものの20 (2008) 年度に再度、増加に転じ、 22 (2010) 年度は137,093件とピーク時の件数に 近づいている(図1-2-6-8)。また、22 (2010) 年度に70歳以上の高齢者から寄せられ た相談を販売方法・手口別にみると、家庭訪販 が15.6%、次いで電話勧誘が15.4%となっている。

エ 住宅火災における死者数は約6割が高齢者

65歳以上の高齢者の住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)についてみると、平成 22 (2010)年は641人となり、前年と比べ微増 であった。また、住宅火災における全死者数に 占める高齢者の割合は62.7%にのぼっている

表1-2-6-7 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移(平成18~23年)

年次 区分		18	19	20	21	22	23
認	印件数(件)	19,020	17,930	20,481	7,340	6,637	6,233
	オレオレ詐欺	7,093	6,430	7,615	3,057	4,418	4,656
	架空請求詐欺	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774	756
	融資保証金詐欺	7,831	5,922	5,074	1,491	362	525
	還付金等詐欺	482	2,571	4,539	299	83	296
被害総額(億円)		254.9	251.4	275.9	95.8	100.9	127.2

資料:警察庁の統計による。平成22年以降の被害総額は、キャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出 (領取) 額を含む。

図1-2-6-8 契約当事者が70歳以上の消費相談件数



 $(\boxtimes 1 - 2 - 6 - 9)_{\circ}$

オ 養護者による虐待を受けている高齢者の約 7割が要介護認定

平成22 (2010) 年度に1,745市町村 (特別区を含む。東日本大震災の影響により、調査報告が困難であった岩手県・宮城県の5市町を除く。)及び都道府県で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが506件(うち虐待と判断された件数は96件)、養護者によるものが25,315件(同16,668件)といずれも前年と比べて増加した。養護者による虐待の種別(複数回答)は、身体的虐待が63.4%で最も多く、次いで心理的虐待(39.0%)、介護等放棄(25.6%)、経済的虐待(25.5%)となっている。

養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見てみると、女性が約8割を占めており、年齢階級別では「80~84歳」が23.2%と最も多い。また、虐待を受けている高齢者のうち、約7割が要介護認定を受けており、認知症である者(要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者)が、被虐待高齢者全体の47.1%を占めた。また、虐待の加害者は、「息子」が42.6%と最も多く、次いで、「夫」16.9%、「娘」15.6%となっている(図1-2-6-10)。

(4) 高齢者による犯罪

65歳以上の高齢者の刑法犯の検挙人員は、 平成22 (2010) 年は48,145人と前年に比べほ ば横ばいであったものの、13 (2001) 年と比較 すると、検挙人員では約2.4倍、犯罪者率では

